

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市税条例の一部改正 (税務課) 3
- 亀岡市子ども・子育て会議条例
 (子育て支援課) 5

—— 告 示 ——

- 亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、
 免除及び徴収猶予に関する取扱要綱の
 一部改正 (保険医療課) 7
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 7
- 市道路線の認定に関する告示
 (土木管理課) 8
- 市道路線の区域に関する告示
 (土木管理課) 8
- 市道路線の供用開始に関する告示
 (土木管理課) 9
- 市道路線の廃止に関する告示
 (土木管理課) 10
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 11
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 11
- 平成25年台風第18号災害に係る亀
 岡市地域再建被災者住宅等支援事業補
 助金交付要綱 (自治防災課) 11
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 18
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 18

- 公示送達 (税務課) 19
- 公示送達 (税務課) 20
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 21
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 21
- 亀岡市消防団員の公務遂行中における
 車両等損害見舞金支給要綱
 (自治防災課) 21
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 23

—— 公 告 ——

- 南丹都市計画生産緑地地区の変更によ
 る都市計画案の縦覧 (都市計画課) 24
- 南丹都市計画用途地域の変更による都
 市計画案の縦覧 (都市計画課) 24
- 南丹都市計画道路の決定による都市計
 画案の縦覧 (都市計画課) 24
- 南丹都市計画土地区画整理事業の決定
 による都市計画案の縦覧 (都市整備課) 25
- 南丹都市計画地区計画の変更による都
 市計画案の縦覧 (都市計画課) 25
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 26
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 30
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 31
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 34

○亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業による換地処分をした旨の届出
(都市計画課) 37

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

○平成24年度定期監査結果に対する措置状況 39

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○亀岡市条例制定請求者署名簿の縦覧の期間及び場所 40

○亀岡市条例制定請求者署名簿の署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数 40

○市の投票区を定める告示の一部改正 40

公平委員会欄

—— 告 示 ——

○職員団体の登録 41

市立病院欄

—— 告 示 ——

○亀岡市立病院の使用料及び手数料の収納事務の委託 42

公布された条例のあらまし

亀岡市税条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例の一部を改正することとした。
 - (1) 個人市民税の公的年金からの特別徴収において、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1に相当する額に見直すこととした。
 - (2) 金融所得課税の一体化の拡充に伴い、個人市民税の課税を見直すこととした。
 - (3) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正は、平成28年10月1日から、1の(2)の改正は、平成29年1月1日から施行することとした。

亀岡市子ども・子育て会議条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法の規定により設置する亀岡市子ども・子育て会議に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

亀岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第28号

亀岡市税条例の一部を改正する条例

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第45条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第45条の5第1項中「当該年度の前年度において第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第6条第4項及び第6条の2第4項中「第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項」を「附則第18条第1項、附則

第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第19条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条第1項」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条の2第1項」を「、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項」に改める。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第32条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場

株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。

以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20

条の2とする。

附則第20条の5を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第45条の2第1項及び第45条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定
平成28年10月1日

(2) 附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定
平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）第45条の2及び第45条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条

の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第29号

亀岡市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、亀岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法第77条第1項各号の事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事

する者

- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募の市民
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長がこれを招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第184号

亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱（平成24年亀岡市告示第91号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

第6条第1項第2号中「第11条第1項第1号から第3号までに掲げる保護のための保護金品に相当する金額」を「の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により測定した当該世帯主等の需要の額」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（読替規定）

- 2 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間における第6条及び第8条の規定の適用については、第6条中「生活保護法による保護の基準」とあるのは「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準」と、「生活保護基準額」とあるのは「改正前の生活保護基準額」とし、第8条中「生活保護基準額」とあるのは「改正前の生活保護基準額」とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、改正後の亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱の規定は、平成25年8月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第185号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年10月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0902-71044

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成25年10月8日

「揭示済」

亀岡市告示第186号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月9日

亀岡市長 栗山正隆

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
12124	小川2丁目1号線	亀岡市千代川町小川2丁目122番26先	
		亀岡市千代川町小川2丁目122番13先	
18293	下川3号線	亀岡市篠町野条下川38番16先	
		亀岡市篠町野条下川43番9先	
18294	馬堀停車場篠線	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番12先	
		亀岡市篠町野条井ホラ16番1先	

「揭示済」

亀岡市告示第187号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成25年10月10日から平成25年10月23日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月9日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
12124	小川2丁目1号線	亀岡市千代川町小川2丁目122番26先	71.11m	6.00m
		亀岡市千代川町小川2丁目122番13先		12.00m
18293	下川3号線	亀岡市篠町野条下川38番16先	58.60m	6.00m
		亀岡市篠町野条下川43番9先		12.00m
18294	馬堀停車場篠線	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番12先	989.25m	20.00m
		亀岡市篠町野条井ホラ16番1先		52.70m

「揭示済」

亀岡市告示第188号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成25年10月9日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成25年10月10日から平成25年10月23日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月9日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
12124	小川2丁目1号線	亀岡市千代川町小川2丁目122番26先	71.11m	6.00m
		亀岡市千代川町小川2丁目122番13先		12.00m
18293	下川3号線	亀岡市篠町野条下川38番16先	58.60m	6.00m
		亀岡市篠町野条下川43番9先		12.00m
18294	馬堀停車場篠線	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番12先	676.25m	20.00m
		亀岡市篠町野条井ホラ16番1先		52.70m

「揭示済」

亀岡市告示第189号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月9日

亀岡市長 栗山正隆

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
18193	馬堀駅前1号線	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目103番2先	
		亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番12先	
18282	馬堀停車場篠線	亀岡市篠町馬堀池ノ下1番1先	
		亀岡市篠町篠見晴7番1先	

「揭示済」

亀岡市告示第190号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年10月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0509-75007

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年10月15日

「揭示済」

亀岡市告示第191号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年10月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1161-31026

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年10月15日

「揭示済」

亀岡市告示第192号

平成25年台風第18号災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年10月16日

亀岡市長 栗山正隆

平成25年台風第18号災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、平成25年台風第18号災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた市民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより、地域のコミュニティの崩壊を防止し活力を取り戻すため、被災住宅の再建等を行う者に対し、その費用の一部について亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 全壊 次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するものをいう。

ア 住宅全部の倒壊又は流失

イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができない又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの

(ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの

(イ) 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に係る運用指針（以下「運用指針」という。）を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの

(2) 大規模半壊 次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの（全壊に該当するものを除く。）のうち、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものをいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、住宅全体の経済的価値を示す値の

40パーセント以上50パーセント未満であるもの

(3) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることが可能と認められる次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの（全壊又は大規模半壊に該当するものを除く。）をいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの

(4) 一部破損 住宅の被害が半壊に達しない程度のもの（住宅の床上に達しない程度の浸水により生じた程度のものを除く。）をいう。

(5) 床上浸水 住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった程度のもの（住宅の被害が半壊に達しない程度のものに限る。）をいう。

(6) 被災住宅 平成25年台風第18号により前各号に掲げる程度の被害を受けた市内に存する住宅で、被災時に主たる居住の用に供されていたものをいう。

(7) 被災住宅の再建 市内において、被災住宅に代わる住宅の新築、購入若しくは補修又は被災住宅の補修を行うことをいう。

(8) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅に代わる住宅として居住するための住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借することをいう。

(9) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は

被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。

- (10) 支援対象者 被災住宅の居住者のうち、被災住宅の再建等の実施に係る世帯主をいう。
- (11) 支援金 平成25年台風第18号により支援対象者が受けることができる被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）第3条第1項に規定する支援金をいう。
- (12) 新築・購入費 被災住宅に代わる住宅の新築工事費又は購入費（購入後直ちに行う補修工事費を含み、土地の取得費を除く。）をいう。
- (13) 補修費 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修工事費をいう。
- (14) 賃借費 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る経費をいう。
- (15) 解体費等 被災住宅の解体若しくは除却又はその敷地内の土地の整地に係る経費をいう。
- (16) 支援対象経費 支援対象者の支出に係る第12号から前号までに掲げる経費で、平成28年10月31日までに支払が完了するもの（第14号に掲げる経費にあっては、平成28年9月分までの住宅の賃借に係る経費に限る。）をいう。
- (17) 補助金 被災住宅の再建等のために交付する補助金で支援対象経費を補助の対象とするものをいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、千円単位とし、端数は、切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第5条第1項の申請書は、亀岡市

地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）によるものとする。

2 申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が別の方法等により確認できることとして添付しないことを認めた場合は、この限りでない。

- (1) 罹災証明書（写し）
- (2) 支援対象者の住民票に記載された事項を証明した書類
- (3) 支援対象経費の額を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類（交付の決定）

第5条 規則第6条第3項の規定による通知は、亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（交付の条件）

第6条 支援対象者は、補助金の交付決定後に事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるものとする。

（交付の変更申請）

第7条 支援対象者は、第4条の規定により提出した申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書（別記第3号様式。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、変更しようとする内容が次の各号のいずれかにのみ該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 被災住宅の再建に係る経費の額（補助金の額の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 工事着手年月日及び工事完了（予定）年月日（工事完了（予定）の年度の変更を伴わないものに限る。）

2 変更申請書に添付しなければならない書類

は、第4条第2項各号に掲げるもののうち、当該変更に係る書類とする。

(実績報告)

第8条 規則第10条の実績報告書は、亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書（別記第4号様式。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

2 実績報告書に添付しなければならない書類は、補助対象経費の確定額及び当該経費を支援対象者が支払ったことを確認できる書類とする。

(補助金額の確定通知)

第9条 市長は、規則第11条の規定により補助金額を確定したときは、亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金確定通知書（別記第5号様式）により支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の通知後に補助金を交付する。ただし、支援対象者が被災住宅の再建に要する経費に充てる必要があると認めるときは、通知前に市長が認める範囲内で補助金を交付することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成25年9月16日以降に着手した被災住宅の再建等について適用する。

別記第1号様式(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	被害の程度	基準限度額(万円)
1 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入に係る支援事業	支援対象経費(新築・購入費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。)	支援対象経費の額に3分の1を乗じて得た額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額)	全壊	300
		(1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額の50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象経費の額が50万円以上の場合 50万円 イ 支援対象経費の額が50万円未満の場合 支援対象経費の額	大規模半壊 半壊	250 150
2 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修に係る支援事業	支援対象経費(補修費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。)	支援対象経費の額に3分の1を乗じて得た額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額)	一部破損又は床上浸水	50
		(1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額の25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象経費の額が25万円以上の場合 25万円 イ 支援対象経費の額が25万円未満の場合 支援対象経費の額	全壊 大規模半壊 半壊	200 150 150
3 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る支援事業	支援対象経費(賃借費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。)	支援対象経費の額に3分の1を乗じて得た額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額)	全壊 大規模半壊	150 100

亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付を受けたいので、平成25年台風第18号災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請に関して、世帯構成など必要な情報・資料を調査・確認することに同意します。

記

1 ふりがな ④		
1 申請者氏名 ④		
2 申請者住所	〒621- 亀岡市	電話番号	— —
3 被災の区分	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ 一部破損又は床上浸水 (該当するものを○で囲んでください。)		
4 被災住宅内容	新築 ・ 購入 ・ 補修 ・ 賃借		
5 被災住宅所在地	亀岡市		(該当するものを○で囲んでください。)
6 再建する住宅の所在地	[被災住宅と同一地の場合は記入不要です。] 亀岡市		
7 被災住宅の再建等に要する経費の額			円
8 支援金の額			円
9 交付申請額			円
10 工事着手日	年 月 日		
11 工事完了(予定)日	年 月 日		
12 審査欄 (記入しないください)			

第3号様式（第7条関係）

亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

被災者住宅等支援事業補助金を下記のとおり変更したいので、平成25年台風第18号災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1	ふりがな 申請者氏名	〒621- 亀岡市	電話番号 - -	④
2	申請者住所	全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水 (該当するものを○で囲んでください。)	新築・購入・補修・賃借 (該当するものを○で囲んでください。)	
3	被災の区分	亀岡市		
4	被災住宅の再建内容	被災住宅と同一地の 場合は記入不要です。		
5	再建する住宅の所在地	亀岡市		
6	被災住宅の再建等に要する経費の額	円		
7	支援金の額	円		
8	交付申請額	円		
9	工事着手年月日	年 月 日		
10	工事完了(予定)年月日	年 月 日		
11	審査欄 (記入しないください)			

※ 3欄から10欄については該当する項目のみ、変更後の内容を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請された亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 交付決定額 円
- 3 その他
 - (1) 申請の内容に変更があるときは、平成25年台風第18号災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、変更申請書(第3号様式)を提出してください。
 - (2) 被災住宅の再建が完了したときは、速やかに亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書(第4号様式)を提出してください。

第4号様式(第8条関係)

亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業
補助金実績報告書兼補助金支払請求書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

年 月 日 第 号で交付決定を受けた亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金について、下記のとおり実施したので、平成25年台風第18号災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1	ふりがな 報告者氏名 ⑥
2	報告者住所	〒621- 亀岡市 電話番号 - -
3	完了年月日	年 月 日
4	被災住宅の 再建内容	新築・購入・補修・賃借 (該当するものを○で囲んでください。)
5	再建した住宅の 所在地	亀岡市
6	再建に要した費用	円
7	支援金の額	円
8	交付決定額	円
9	指定する 補助金振込先	金融機関名 及び支店名 口座番号 口座種別 口座名義

※以下審査欄(記入しないでください。)

添付書類	確認欄
確定した再建費を確認できるもの(領収書の写し又はそれに代わるもの)	

工事費	円	支援対象外金額	円	補助対象経費	円	補助金額	円
-----	---	---------	---	--------	---	------	---

第5号様式(第9条関係)

様

亀岡市長

印

第 年 月 日
号

亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで申請された亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 交付決定額 円
- 3 補助金確定額(交付額) 円

「揭示済」

亀岡市告示第193号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成25年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年10月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成25年10月24日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 18台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転

車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771(25)5043

「揭示済」

亀岡市告示第194号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年10月24日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1301-61013

1 保 險 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年10月24日

「揭示済」

亀岡市告示第195号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成25年10月25日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成25年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名又は名称

	住 所（居 所）	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略

19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第196号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成25年10月25日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成25年度市民税・府民税の決定又は変更通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名

省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第197号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年10月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0505-45005

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成25年10月25日

「揭示済」

亀岡市告示第198号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年10月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0131-22006

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成25年10月25日

「揭示済」

亀岡市告示第199号

亀岡市消防団員の公務遂行中における車両等損害見舞金支給要綱を次のように定める。

平成25年10月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市消防団員の公務遂行中における車両等損害見舞金支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、消防団員（亀岡市消防団条例（昭和30年亀岡市条例第49号）第2条の消防団員をいう。以下同じ。）が公務遂行中に使用した私用車に損害が発生した場合に、その損害に対する見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することによって消防団員の経済的負担を軽減することにより消防団の活動環境の整備を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる

用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 私用車 消防団員が所有し、又は保有する車両をいう。
- (3) 消防活動 火災消火活動、救急・救命活動、風水害等による災害活動、特別警戒活動その他亀岡市災害対策本部及び亀岡市消防団条例第4条の消防団長から受けた出動命令により行う活動をいう。

（使用の条件）

第3条 消防団員は、消防活動の従事に際し、消防車両を使用することが困難な事情がある場合に限り、私用車を公務使用することができる。

（支給対象となる車両損害）

第4条 消防団員が前条の規定により私用車を消防活動に使用する際、その原因が不可抗力で生じた事故に直接起因して、消防団員が被った車両損害に対して見舞金を支給する。

（適用の範囲）

第5条 見舞金を受けることができる者は、損害を被った消防団員とする。ただし、当該消防団員が死亡した場合には、その遺族に対して支給するものとする。

2 前項の見舞金を支給する遺族の範囲及びその順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該消防団員の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

（見舞金の支給額）

第6条 見舞金の支給額は、事故発生直前の状態に復するのに必要な修繕料相当額とする。ただし、消防団員が加入している消防団員等公務災害補償等共済基金から支給される自動車等損害見舞金その他の給付があるときは、その額を差し引いた残額をもって見舞金の額とする。

2 損害を受けた私用車に替えて新たに車両を購入する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、損害車両の時価額と修繕料とのいずれか少ない額をもって見舞金の額とし、1車両につき100万円を限度として見舞金を支給するものとする。

（審査）

第7条 見舞金の支給及び支給額は、その都度市長が決定する。

（支給の制限）

第8条 市長は、車両損害が故意若しくは重大な過失による場合又は消防活動に必要な合理的な経路若しくは場所以外で生じた場合には、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

（見舞金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段によって見舞金の支給を受けた者があるときは、当該見舞金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成25

年9月16日から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年10月30日

亀岡市長 栗山正隆

認可を行った地縁による団体

- 1 名称 城山台区
- 2 規約に定める目的

以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- 1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3) 集会施設等の維持管理
- 4) 防災対策、福祉活動
- 5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市東別院町小泉小曾7番地1から7番地72、小泉脇田4番地から8番地の区域

4 主たる事務所

亀岡市東別院町小泉小曾7番地38

5 代表者の氏名及び住所

氏名 小村 健市
住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無

7 代理人の有無
無

8 規約に定める解散の事由
地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成25年10月30日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第46号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
千代川町小林西芝の一部
西つつじヶ丘五月台2丁目の一部
上矢田町下垣内の一部
篠町篠上北裏の一部
篠町篠新畑田の一部
篠町篠牧田の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成25年10月1日から
平成25年10月15日まで

「揭示済」

亀岡市公告第47号

南丹都市計画用途地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市民及び利害関係人は市長に意見書を提出することができる。

平成25年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成25年10月1日から
平成25年10月15日まで

「揭示済」

亀岡市公告第48号

南丹都市計画道路を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市民及び利害関係人は市長に意見書を提出することができる。

平成25年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画を決定する土地の区域
亀岡市余部町清水並びに追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成25年10月1日から
平成25年10月15日まで

「揭示済」

亀岡市公告第49号

南丹都市計画土地区画整理事業を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市民及び利害関係人は市長に意見書を提出することができる。

平成25年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
土地区画整理事業
- 2 都市計画を決定する土地の区域
亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下島並びに古世町向嶋の各一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成25年10月1日から
平成25年10月15日まで

「揭示済」

亀岡市公告第50号

南丹都市計画地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年10月7日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 種類
地区計画
- 2 名称
南つつじヶ丘地区地区計画
- 3 位置
亀岡市南つつじヶ丘

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

平成25年10月7日から
 平成25年10月21日まで

「揭示済」

亀岡市公告第51号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、
 次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム
 による電子入札対象案件である。

平成25年10月11日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

(合併入札による)

①道改第11号 市道野条線道路改良工事
 (歩道橋新設工事)

②橋修第1号 野条大橋橋梁補修工事

(2) 工事場所 亀岡市篠町野条地内

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

①工事延長 L=15.9m W=2.0m
 PC橋工（プレテンション方式PC単純
 中空床板橋）

プレテン桁製作工	N=3本
横組工	1式
地覆工	1式
支承工	1式

舗装工 A=30㎡

橋梁下部工（重力式）

道路土工 1式

場所打杭工 φ800 L=8.0m

N=4本

橋台躯体工 1式

付帯工

護岸ブロック積擁壁撤去復旧

A=15㎡

標識工 N=2基

仮設工

鋼矢板 一式

②工事延長 L=16.3m

橋梁補修工

断面修復工 A=7㎡

ひび割れ注入工 L=31m

舗装工

鏡面防水工 A=115㎡

舗装打換工 A=274㎡

区画線工 L=49m

橋梁附属物工

排水管補修工 N=4個

現場塗装工 A=150㎡

コンクリート保護塗装工 A=130㎡

仮設工（吊足場工） 1式

(5) 予定価格（税込） 47,342,400円

（入札書比較価格 45,088,000円）

※ 上記の予定価格及び入札書比較価格は
 2つの工事の価格を合算した価格です。

(6) 工期 契約日の翌日から平成26年
 3月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40
 %以内 保証事業会社の保
 証が必要）

(9) 中間前金払
 請負金額500万円以上かつ工期150日以上
 （変更工期を含む）で前金払をしている工

事については、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

2 入札参加資格要件

- (1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成25年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの

間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむ

ね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年10月11日（金） 午前11時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年10月11日（金） 午前11時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年10月16日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年10月17日（木） 午前9時から正午まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年10月18日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年10月15日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成25年10月22日（火） 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年10月23日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年10月28日（月） 午前9時から午後5時まで 平成25年10月29日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年10月30日（水） 午前10時30分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第52号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成25年10月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

番号	(1) 捕獲日時	(2) 場所	(3) 種類	(4) 毛色	(5) 性別	(6) 体格	(7) 犬の鑑札	(8) 注射済票	(9) その他
1	平成25年9月13日 午前5時頃	亀岡市曾我部 町穴太口山	雑種	黒	雄	小型	なし	なし	2ヶ月齢
2	〃	〃	〃	白	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	薄茶	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	白茶	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	白黒	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	白薄茶	〃	〃	〃	〃	〃

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成25年10月20日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第53号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年10月23日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

25環推第2号

平成25年度亀岡市資源化物ストックヤード建設工事

(2) 工事場所 亀岡市東別院町大野地内

(3) 工事種別 建築一式工事

(4) 工事概要

資源化物ストックヤード建設工事

（鉄骨造平屋建て 454.14㎡）

- ・ 建築工事 一式
- ・ 機械設備工事 一式
- ・ 電気設備工事 一式
- ・ その他、外構などの付帯工事 一式

(5) 予定価格（税込） 66,822,000円

（入札書比較価格 63,640,000円）

(6) 工期 契約日の翌日から平成26年3月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が

請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

2 入札参加資格要件

(1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成25年4月1日以降の建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札

で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (4) 亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱に掲げる指名停止を行われている者は、入札に参加することができない。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをい

う。)

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年10月23日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年10月23日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年10月25日（金） 午前9時から午後5時まで 平成25年10月28日（月） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年10月29日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年10月24日（木） 午後3時まで 設計図書に関する質問 平成25年11月1日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年11月6日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年11月14日（木） 午前9時から午後5時まで 平成25年11月15日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年11月18日（月） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札価格が予定価格（税抜）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、入札価格が最低制限価格未満の者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第54号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年10月25日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

道改第13号 市道北古世西川線道路新設改良工事（第1工区その3）

(2) 工事場所 亀岡市篠町柏原地内

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

工事延長 L=148.0m W=11.0m

土工 1式

擁壁工

重力式擁壁1-1 L=52.0m

重力式擁壁1-2 L=33.4m

プレキャストL型擁壁工1-1
L=8.0m

ブロック積工

大型コンクリートブロック積
A=100.6m²

カルバート工

1号函渠工（BOXカルバート B4000×H4500）
L=12.6m

排水工

U型側溝（B300×H300） L=119.6m

3型街渠工 L=49.2m

自由勾配側溝工（B300×H300）
L=50.0m

管渠工 L=27.8m

集水樹工

1型街渠工 N=2.0箇所

集水樹工 N=7.0箇所

構造物撤去工 1式

(5) 予定価格 54,125,400円

(入札書比較金額 51,548,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成26年
3月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有(当該工事契約金額の40
%以内 保証事業会社の保
証が必要)

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上
(変更工期を含む)で前金払をしている工
事については、中間前金払(請負金額の
20%以内 保証事業会社の保証が必要)が
請求できる。ただし、中間前金払の支払に
は、工期及び出来高が50%以上であること
の認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の
額の契約保証金を契約締結と同時に納入し
なければならない。この場合において、銀
行その他契約担当者が确实と認める金融機
関又は保証事業会社(公共工事の前払金保
証事業に関する法律(昭和27年法律第184
号)第2条第4項に規定する保証事業会社を
いう。)の保証をもって契約保証金の納付
に代えることができ、公共工事履行保証証
券による保証を付し、又は履行保証保険契
約の締結を行った場合は、契約保証金を免
除する。

2 入札参加資格要件

(1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格

審査において、「土木工事」の「A等級」
に認定された者であり、希望順位1位の亀
岡市内に本社(本店)を置く者とする。ま
た、入札参加は単体とし、共同企業体は認
めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者
の配置が可能であること。(3) 手持ち工事(土木工事)が1件以上ある
場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平
成25年4月1日以降の土木工事の競争入札に
より落札した工事で、公告の日現在、工事
完成届が未提出であるものをいう。ただし、
随意契約、JVによるものは手持ち工事に
含まない。また、公告日から開札日までの
間に、他の土木工事の競争入札で落札した
業者は、落札した時点で本案件への入札参
加資格を失う。)

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該
当していないこと。(5) 入札参加申請時において、国又は地方公
共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別
紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技
術者が特定できない場合には、複数の候
補者を記載することができるが、その場
合は、全ての候補者について、条件を満
たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場
代理人及び監理技術者(入札参加要件に
特別な記載がなく、下請総額が3,000万
円(建築一式は4,500万円)未満の場合
は主任技術者)は、契約工期中、当該工
事に専任できるものとし、他工事の現場

代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年10月25日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年10月25日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年10月29日（火） 午前9時から午後5時まで 平成25年10月30日（水） 午前9時から正午まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年10月31日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年10月28日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成25年11月1日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年11月6日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年11月11日（月） 午前9時から午後5時まで 平成25年11月12日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年11月13日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第55号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業の施行者である株式会社嵯峨野不動産から換地処分をした旨の届出があったので、同法同条第4項の規定により公告する。

平成25年10月30日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

金 川 貴 博
東 前 光 明
小 川 博
丸 谷 一 耕
清 水 宏 一
杜 惠美子
石 垣 宏 文
亀 岡 権四郎
吉 瀬 澄 子
直 木 初 枝
村 山 起久子
安 井 重 一
大 原 博 子
山 下 正 己
石 山 秀 和

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します
任期は平成27年9月30日までとします

(各 通)

樋 垣 泰 伸
上 原 久 和
佐 藤 俊 之
東 原 博 司
荒 井 昇
中 川 喜よ美
栗 林 高 宏
梶 田 芳 弘
木 崎 眞 子

亀岡市休日急病診療所運営委員会委員に委嘱し
ます

平成25年10月1日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年10月1日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>上下水道部</p> <p>営業課・下水道課（地域下水道事業特別会計）</p> <p>亀岡市農業集落排水事業水洗化補助金の交付事務において、実績額として報告された額を確認する支出証拠書類がなかった。</p> <p>亀岡市補助金等交付規則には、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に、収支決算書、その他市長の必要とする書類を添えて、市長に提出しなければならないと規定されている。</p> <p>補助事業者等から提出物の補充を求めるなど、実績額の確認方法について改善されたい。</p>	<p>平成25年度から実績額として報告された額を確認する支出証拠書類として、実績報告書及び領収書を添付するよう改善した。</p>

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第3項の規定により、亀岡市条例制定請求者署名簿の縦覧の期間及び場所を次のように定める。

平成25年10月23日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の期間
平成25年10月25日から同月31日
午前8時30分から午後5時まで
- 2 縦覧の場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 選挙管理委員会事務局

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第1項の規定により、亀岡市条例制定請求者署名簿の署名の効力を決定し、署名の証明が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数を次のように定める。

平成25年10月24日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 署名し印を押した者の総数
3,251人
- 2 有効署名の総数
3,073人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示（昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

第37投票区	篠町のうち王子（第44投票区に属する区域を除く。）、篠（第38投票区に属する区域を除く。）、山本、馬堀駅前2丁目、見晴1丁目から7丁目まで、夕日ヶ丘1丁目及び2丁目の区域
--------	---

を

「

第37投票区	篠町のうち王子（第44投票区に属する区域を除く。）、篠（第38投票区に属する区域を除く。）、山本、馬堀駅前2丁目、見晴1丁目から7丁目まで、夕日ヶ丘1丁目から3丁目までの区域
--------	---

」

に改める。

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第7号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月16日

亀岡市公平委員会

委員長 松本貞男

1 登録団体

亀岡市職員組合

代表者 執行委員長 岸田 浩

(主たる事務所所在地)

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内

2 登録年月日 平成25年10月16日

3 登録番号 平成25年公平第9号

「揭示済」

市立病院欄

告示

亀岡市立病院告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、亀岡市立病院の使用料及び手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成25年10月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

1 委託の相手方

京都市下京区四条通東洞院東入立売西町
60 日本生命四条ビル8F
株式会社ソラスト京滋支社

2 委託期間

平成25年10月1日から
平成28年9月30日まで

「揭示済」